

那須野巻狩まつりPRキャラクター「巻狩くん」使用取扱規定

1 目的

この規定は、那須野巻狩まつりPRキャラクター「巻狩くん」（以下「巻狩くん」という。）の適正な使用を図ることを目的とする。

2 定義

この規定において、「巻狩くん」とは、別紙に掲げるデザインを展開したものをいう。

3 使用上の注意

「巻狩くん」の使用に当たっては、本規定を遵守すること。本規定に反する「巻狩くん」の使用が認められる場合は、その使用の中止を求める場合がある。

4 使用上の制限

- (1) 那須塩原市、那須野巻狩まつり、「巻狩くん」の品位を^{おとし}貶めるような案件に、「巻狩くん」を使用してはならない。
- (2) 「巻狩くん」の色、形等について、別紙デザインを大幅に逸脱するような使用はしてはならない。
- (3) 「巻狩くん」を使用する際は、そのデザインの近くに「那須野巻狩まつりPRキャラクター 巻狩くん」の文言を記載しなければならない。
- (4) 「巻狩くん」を使用する際は、法令等を遵守し、使用案件に事故等が生じないよう十分注意しなければならない。また、公序良俗に反するような案件に、「巻狩くん」を使用してはならない。
- (5) その他、那須野巻狩まつり実行委員会会長（市長）が不相当と認める案件に、「巻狩くん」を使用してはならない。

5 使用料

「巻狩くん」の使用料は、無料とする。

6 権利

「巻狩くん」に関する一切の権利は、那須野巻狩まつり実行委員会に帰属する。「巻狩くん」について、商標等を勝手に登録してはならない。

7 その他

この規定に定めるもののほか、「巻狩くん」の取扱いに係る必要な事項は、那須野巻狩まつり実行委員会会長（市長）が別に定める。

この規定は、平成31年1月1日から施行する。